

宮崎公立大学の教育課程等を定める規程

平成19年4月1日

規程第86号

(趣旨)

第1条 この規程は、宮崎公立大学学則第27条第2項及び第34条第1項並びに宮崎公立大学教育課程の編成方針(カリキュラム・ポリシー)に基づき、宮崎公立大学授業科目の種類、単位数及び教育職員免許状の所要資格を取得するための課程並びに授業科目の履修方法等に関し必要な事項を定めるものとする。

(授業科目の種類及び単位数)

第2条 授業科目の種類及び単位数は、別表第1のとおりとする。

(教育職員免許状の所要資格を取得するための課程)

第3条 教育職員免許状の所要資格を取得するための課程は、別表第2のとおりとする。

(単位の計算方法)

第4条 授業科目に対する単位の計算方法は、次のとおりとする。

- (1) 講義及び演習については、15時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 実習については、30時間の授業をもって1単位とする。

(履修登録)

第5条 学生は、別に定める期間内に履修登録を行わなければならない。

2 次に掲げる授業科目は、登録できない。

- (1) 既に単位を修得した授業科目
- (2) 授業時間が重複する場合におけるすべての授業科目

(履修登録単位数の上限)

第5条の2 1年次及び2年次に履修登録できる単位数の上限は、年間48単位とする。

2 履修登録単位の上限の対象となる授業科目(以下、「対象科目」という。)は、本学で卒業要件として履修する授業科目とする。ただし、異文化実習プログラム、夏季休業期間中及び春季休業期間中に集中講義として開講する授業科目並びに高等教育コンソーシアム宮崎単位互換科目については、対象科目としない。

(履修登録の変更)

第6条 第5条の登録をした授業科目は、変更し、又は取り消すことができない。ただし、学部長がやむを得ない事情があると認める場合は、学生は別に定める期間内に、変更又は取消しの登録をすることができる。

(履修の禁止)

第7条 第5条の登録をしていない授業科目は、履修することができない。

(試験)

第8条 単位修得のための試験は、原則として学期又は学年の終わりに当該学期又は学年中に履修した授業科目について、筆記、口述、実技又は論文若しくは報告書の提出等の方法により行う。

2 授業の出席時間数が当該授業科目の全時間数の7割に満たない学生は、前項の試験を受けることができない。ただし、宮崎公立大学学生規程第8条の特別欠席に係る授業時間数を出席時間数とみなせば出席時間数が当該授業科目の全時間数の7割以上となる場合又は学部長が特に必要と認める場合は、試験を受けることができる。

(成績)

第9条 授業科目の成績は、授業の成績等を考慮することができる。また、成績は、100点満点の素点による5段階評価又は合否評価にて行い、その評語は以下の表のように分類することとする。ただし、教養課程グローバル人材養成プログラムの科目において得点調整(傾斜配分等)が行われた場合の素点の上限は、この限りではない。なお、成績の判定基準は、次の区分によるものとする。

(表)成績の評語と内容 ※(5)…5段階評価科目、(合否)…合否評価科目

評語	評価点	評価基準	
S	100-90	(5) 到達目標を達成し、きわめて優秀な成績をおさめている	合格
A	89-80	(5) 到達目標を達成し、優秀な成績をおさめている	
B	79-70	(5) 到達目標を達成している	
C	69-60	(5) 到達目標を最低限達成している	
P		(合否) 到達目標を達成している	
D	59-	(5) 到達目標を達成していない	不合格

X		試験欠席	
N		失格（出席不足等により試験受験資格がない）	
R		認定単位（編入学時の認定、コンソーシアム等で修得した単位等）	認定

（追試験）

第10条 疾病その他やむを得ない理由により試験を受けることのできなかった学生に対しては、追試験を行うことができる。

- 2 前項の追試験を希望する学生は、医師の診断書等前項の理由を証明する書類を添付し、当該授業科目の試験終了の日から1週間以内に学部長に追試験願を提出しなければならない。

（再試験）

第11条 単位を修得することのできなかった学生に対しては、原則として再度の試験を行わない。

（不正行為に対する措置等）

第12条 試験（試験に代えて課されるレポート提出等を含む。）、授業の出席又は課題の提出等に関して不正行為があった場合には、当該不正行為に関係のある者について、第1号、第2号若しくは第3号又は第4号若しくは第5号の処分を行う。

- (1) 担当教員による厳重注意処分
- (2) 学長による厳重注意処分
- (3) 学則第45条に基づく懲戒
- (4) 当該授業科目の評価を「N（失格）」とする
- (5) 当該学期のすべての授業科目の評価を「N（失格）」とする

（卒業に必要な単位数）

第13条 卒業を認定されるために必要な単位数は、別表第1の備考欄に規定する単位数に従い、124単位以上とする。

- 2 卒業を認定されるために必要な所定の授業科目は、別表第1教育職員免許科目群に掲げる授業科目を除くものとする。

（外国人留学生の特例）

第14条 別表第1の備考1に規定する日本語科目は、次の表のとおりとする。

授業科目名	単位数
日本語Ⅰ	4
日本語Ⅱ	4
日本語Ⅲ	2
日本語Ⅳ	2

- 2 別表第1の備考2の規定により単位数の全部又は一部を替えることができる場合は、教育上有益と認められ、かつ、次に定めるところにより単位を修得する場合とする。

- (1) 別表第1教養課程グローバル人材養成プログラム英語教育プログラムの全部又は一部を代える場合 日本語科目の単位数の全部を修得し、日本語科目の修得単位数と別表1教養課程（必修科目11科目16単位、選択必修科目3科目6単位は除く）の単位数の合計が17単位以上であること。

（委任）

第15条 この規程に定めるもののほか、授業科目の履修方法等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 平成16年4月1日以前に入学した者については、この規程にかかわらず、なお改正前の宮崎公立大学学則（平成17年宮崎公立大学事務組合規則第4号）の例による。

附 則

- 1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 改正後の宮崎公立大学の教育課程等を定める規程の別表第1は、施行日以後に入学する者について適用し、同日前に在学する者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 改正後の宮崎公立大学の教育課程等を定める規程の別表第1及び別表第2は、施行日以後に入学する者について適用し、同日前に在学する者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 改正後の宮崎公立大学の教育課程等を定める規程の別表第1及び別表第2は、施行日以後に入学する者について適用し、同日前

に在学する者については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の宮崎公立大学の教育課程等を定める規程第9条、第12条、第13条、第14条、別表第1及び別表第2は、施行日以後に入学する者について適用し、同日前に在学する者については、なお従前の例による。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年7月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成27年9月1日から施行する。

(読み替え)

- 2 平成26年4月1日施行附則2号のうち「第12条」とあるのは「第12条第1項」と読み替える。

(経過措置)

- 3 平成26年3月31日以前に在学するものについては「第12条第2項」のうち「N（失格）」を「D（不合格）」と読み替えて適用する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の宮崎公立大学の教育課程等を定める規程第5条の2、第9条、第13条、別表第1及び別表第2は、施行日以後に入学する者について適用し、同日前に在学する者については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の宮崎公立大学の教育課程等を定める規程第2条、第3条、別表第1及び別表第2は、施行日以後に入学する者について適用し、同日前に在学する者については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の宮崎公立大学の教育課程等を定める規程第2条及び別表第1（教養課程の現代教養科目群のキャリア教育分野に係る部分を除く。）は、平成30年4月1日以後に入学する者について適用し、同日前に在学する者については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の宮崎公立大学の教育課程等を定める規程第2条及び別表第1は、平成30年4月1日以後に入学する者について適用し、同日前に在学する者については、なお従前の例による。ただし、改正後の別表第1のうち、基幹演習C、公務員のための行政法A、生命保険概論及び公務員のための行政法Bについては、平成29年度以前の入学生についても適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の宮崎公立大学の教育課程等を定める規程第2条及び別表第1は、平成30年4月1日以後に入学するものについて適用し、同日前に在学するものについては、なお従前の例による。ただし、改正後の別表第1のうち、展開科目（データモデリング）については、平成26年度から平成29年度までの入学生についても適用する。また、第3条及び別表第2は、令和4年度の入学生についても適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の宮崎公立大学の教育課程等を定める規程第2条及び別表第1は、平成30年4月1日以後に入学するものについて適用し、同日前に在学するものについては、なお従前の例による。ただし、改正後の別表第1のうち、展開科目（プログラミングとSTEAM教育）及び展開科目（AI基礎の実践と調査）については、平成26年度から平成29年度までの入学生についても適用する。

別表第 1

専門課程 言語・文化専攻

授業科目の名称		開講期	単位数			備 考
分類	科目名	年次	必修	選必	選択	
専門基礎 科目	日本文化論	1		2		計 2 科目 4 単位必修
	言葉の習得	1		2		
	日本近代史	1		2		
	哲学	2		2		
基幹科目	第二言語習得理論	2		2		計 3 科目 6 単位必修 ただし専攻の場合は、さらに計 2 科目 4 単位必修
	現代英文法	2		2		
	英米文学概論	2		2		
	歴史学	2		2		
	アメリカ文化論	2		2		
	日本文学	2		2		
	異文化間コミュニケーション	2		2		
	英語学概論	2		2		
	文化人類学	2		2		
	宗教学	2		2		
	社会言語学	2		2		
	近現代イギリス小説	2		2		
	英語学習・指導論	2		2		
	倫理学	2		2		
	アメリカ文学	2		2		
	韓国文化論	2		2		
	中国文化論	2		2		
	考古学	2		2		
	宮崎地域研究	2		2		
	多文化主義	2		2		
	近代日本と地域社会	2		2		
	英語史	3		2		
	東南アジア文化論	3		2		
	民俗学	3		2		
	南アジア文化論	3		2		
	ラテンアメリカ文化論	3		2		
	ヨーロッパ文化論	3		2		
	イスラーム文化論	3		2		
展開科目	展開科目（英語統語論）	3		2		計 1 科目 2 単位必修 ただし専攻の場合は、さらに 1 科目 2 単位必修
	展開科目（英語教育学概論）	3		2		
	展開科目（比較文学）	3		2		
	展開科目（史料学）	3		2		
	展開科目（民族誌論）	3		2		
	展開科目（中国の言語と文化）	3		2		
	展開科目（英語音声学）	3		2		
	展開科目（生成統語論）	3		2		
	展開科目（英語スピーチ・コミュニケーション論）	3		2		
	展開科目（現代民俗学）	3		2		
	展開科目（宮崎県史研究）	3		2		
	展開科目（欧米の演劇）	3		2		
	展開科目（Language and Culture）	3		2		

展開科目	展開科目（現代哲学）	3		2		計1科目2単位必修 ただし専攻の場合はさらに1科目2単位必修
	展開科目（実践民俗学）	3		2		
	展開科目（現代の文学）	3		2		
	展開科目（学校教育論）	3		2		
	展開科目（哲学史）	3		2		

メディア・コミュニケーション専攻

授業科目の名称		開講期	単位数			備 考
分類	科目名	年次	必修	選必	選択	
専門基礎科目	コミュニケーション論	1		2		計1科目2単位必修
	情報リテラシー	1		2		
	メディア論	2		2		
基幹科目	Web+DB システム入門	2		2		計3科目6単位必修 ただし専攻の場合は、さらに計2科目4単位必修
	社会心理学	2		2		
	情報社会学	2		2		
	ジェンダー論	2		2		
	メディア・デザイン	2		2		
	広告文化論	2		2		
	インターネット・コミュニケーション	2		2		
	情報デザイン	2		2		
	マス・コミュニケーション論	2		2		
	メディア史	2		2		
	情報ネットワークとセキュリティ	2		2		
	ジャーナリズム論	2		2		
	放送文化論	2		2		
	情報システム	3		2		
	出版文化論	3		2		
	統計Ⅰ	3		2		
	統計Ⅱ	3		2		
展開科目	展開科目（ヒューマンインターフェース論）	3		2		計1科目2単位必修 ただし専攻の場合は、さらに1科目2単位必修
	展開科目（コミュニティ心理学）	3		2		
	展開科目（フィールドワーク技法）	3		2		
	展開科目（メディアとスポーツ）	3		2		
	展開科目（歴史社会学）	3		2		
	展開科目（スポーツ文化論）	3		2		
	展開科目（メディア・カルチャーの社会学）	3		2		
	展開科目（メディアとジェンダー）	3		2		
	展開科目（大衆文化論）	3		2		
	展開科目（地域情報化研究）	3		2		
	展開科目（学習開発学）	3		2		
	展開科目（ソーシャルデザイン）	3		2		
	展開科目（データモデリング）	3		2		
	展開科目（プログラミングと STEAM 教育）	3		2		
	展開科目（AI 基礎の実践と調査）	3		2		

国際政治経済専攻

授業科目の名称		開講期	単位数			備 考
分類	科目名	年次	必修	選必	選択	

専門基礎 科目	国際関係論	1		2		計1科目2単位必修
	日本経済論	1		2		
	日本政治論	2		2		
基幹科目	法律学	2		2		計3科目6単位必修 ただし専攻の場合は、さらに計2科目4単位必修
	ミクロ経済学	2		2		
	国際政治学	2		2		
	国際経済学	2		2		
	経営学	2		2		
	国際法	2		2		
	政治学	2		2		
	国際経営論	2		2		
	社会学	2		2		
	国際社会学	2		2		
	社会調査論	2		2		
	国際協力論	2		2		
	金融論	2		2		
	行政論	2		2		
	マクロ経済学	2		2		
	中国政治経済論	2		2		
	政治経済学	2		2		
	韓国政治経済論	3		2		
	アメリカ政治経済論	3		2		
	経済数学Ⅰ	3		2		
	経済数学Ⅱ	3		2		
	東南アジア政治経済論	3		2		
	ヨーロッパ政治経済論	3		2		
展開科目	展開科目（国際組織法）	3		2		計1科目2単位必修 ただし専攻の場合は、さらに1科目2単位必修
	展開科目（地方自治論）	3		2		
	展開科目（国際経済と経済発展）	3		2		
	展開科目（政治理論）	3		2		
	展開科目（国際政治経済学）	3		2		
	展開科目（キャリアマネジメント論）	3		2		
	展開科目（国際紛争と法）	3		2		
	展開科目（平和構築学）	3		2		
	展開科目（組織行動論）	3		2		
	展開科目（公共政策学）	3		2		
	展開科目（International Affairs&Global Issues）	3		2		
	展開科目（移動社会論）	3		2		

演習科目

授業科目の名称		開講期	単位数			備 考
分類	科目名	年次	必修	選必	選択	
専門基礎 科目	基礎演習 A	1	2			
	基礎演習 B	1	2			
基幹科目	基幹演習 A	2	2			
	基幹演習 B	2	2			
	基幹演習 C	3			2	
展開科目	専門演習Ⅰ	3	2			履修条件:卒業要件単位60単位以上修得

	専門演習Ⅱ	3	2			
	専門演習Ⅲ	4	2			
	専門演習Ⅳ（卒業論文を含む）	4	4			

教養課程

現代教養科目群

授業科目の名称		開講期	単位数			備 考
分類	科目名	年次	必修	選必	選択	
現代教養 講座	現代教養講座	1	2			
	人権教育	2			2	
人文学 分野	日本語表現法	1		2		人文学分野から1科目2単位必修
	芸術と生活	1		2		
	教養フランス語	1		2		
社会科学 分野	子育てと福祉	1		2		社会科学分野から1科目2単位必修
	日本国憲法入門	1		2		
	時事問題ガイド	1		2		
自然科学 分野	環境とエネルギー	1		2		自然科学分野から1科目2単位必修
	自然科学入門	1		2		
	自然災害と防災・減災（防災士養成講座）	1		2		

授業科目の名称		開講期	単位数			備 考
分類	科目名	年次	必修	選必	選択	
健康分野 スポーツ	スポーツ・健康科学概論	1	2			
	スポーツ・健康科学実習 A	1			1	
	スポーツ・健康科学実習 B	1			1	
	生涯スポーツ実践 A	2			1	
	生涯スポーツ実践 B	2			1	

授業科目の名称		開講期	単位数			備 考
分類	科目名	年次	必修	選必	選択	
キャリア教育 分野	労働・雇用リテラシー	1			2	
	キャリア設計Ⅰ	2	2			
	キャリア設計Ⅱ	2	2			
	ボランティア論（実習を含む）	2			2	
	公務員のための行政法 A	2			2	
	生命保険概論	2			2	
	労働法入門	3			2	
	社会人実践教養	3			2	
	インターンシップ論（実習を含む）	3			2	
	実践ビジネス教育	3			2	
	公務員のための行政法 B	3			2	

グローバル人材養成プログラム

授業科目の名称		開講期	単位数			備 考
分類	科目名	年次	必修	選必	選択	
英語教育プログラム	英語 I A	1		4		A・B・Cいずれかから1科目4単位必修 ただし、Dは集中講義
	英語 I B	1		4		
	英語 I C	1		4		
	英語 I D	1		4		

	英語 II A	1		4		A・B・Cいずれかから1科目4単位必修 ただし、Dは集中講義
	英語 II B	1		4		
	英語 II C	1		4		
	英語 II D	1		4		
	英語 III A	2		4		A・B・Cいずれかから1科目4単位必修
英語教育プログラム	英語 III B	2		4		A・B・Cいずれかから1科目4単位必修
	英語 III C	2		4		
	英語 IV	2			2	
	英語 V	3			2	
	英語 VI	3			2	
	CALL A	1	1			
	CALL B	1	1			
	CALL C	2	1			
	CALL D	2	1			
	検定英語 I	1	1			
	検定英語 II	1			1	
	検定英語 III	2			1	
	英語科音声指導法Ⅰ (Speech I)	1			2	
	英語科音声指導法Ⅱ (Speech II)	1			2	
	英語スピーチⅠ (Speech III)	2			2	
	英語スピーチⅡ (Speech IV)	2			2	
	英語ディベートⅠ (Speech V)	3			2	
	英語ディベートⅡ (Speech VI)	3			2	

授業科目の名称		開講期	単位数			備 考
分類	科目名	年次	必修	選必	選択	
東アジア言語教育プログラム	中国語Ⅰ	1			2	母国語の場合は、履修することができない。
	中国語Ⅱ	1			2	
	韓国語Ⅰ	1			2	母国語の場合は、履修することができない。
	韓国語Ⅱ	1			2	
	中国語Ⅲ	2			2	
	中国語Ⅳ	2			2	
	中国語Ⅴ	3			2	
	中国語Ⅵ	3			2	
	韓国語Ⅲ	2			2	
	韓国語Ⅳ	2			2	
	韓国語Ⅴ	3			2	
	韓国語Ⅵ	3			2	

授業科目の名称		開講期	単位数			備 考
分類	科目名	年次	必修	選必	選択	
異文化実習プログラム	異文化実習 (韓国ⅠA)	1			2	異文化実習Ⅰは、左記科目を履修できるが、卒業要件上の単位として認められるのは、1科目のみとなる。
	異文化実習 (韓国ⅠB)	1			2	
	異文化実習 (カナダⅠ)	1			2	
	異文化実習 (英国Ⅰ)	1			2	
	異文化実習 (米国Ⅰ)	1			2	
	異文化実習 (ニュージーランドⅠ)	1			2	
	異文化実習 (中国Ⅰ)	1			2	
	異文化実習 (韓国ⅡB)	2			2	異文化実習Ⅰ同様、1科目のみ

	異文化実習（中国Ⅱ）	2			2	卒業要件単位となる。
--	------------	---	--	--	---	------------

授業科目の名称		開講期	単位数			備 考
分類	科目名	年次	必修	選必	選択	
情報教育	情報処理演習	1	1			
プログラム	情報応用スキル	2	2			

備考

教育課程から、上記必修科目及び選択必修科目に加えて、計 17 科目 34 単位以上修得することが必要。

教育職員免許科目群

授 業 科 目 の 種 類	単 位 数		備 考
	必修	選択	
英語科教育法Ⅰ		2	
英語科教育法Ⅱ		2	
英語科教育法Ⅲ		2	
英語科教育学演習Ⅰ		2	
英語科教育学演習Ⅱ		2	
英語指導法概論		2	
教育の原理と課程		2	
教師論		2	
教育社会学		2	
教育心理学		2	
特別支援教育		2	
道德教育		2	
特別活動及び総合的な学習の時間の指導法		2	
教育方法		2	
生徒指導（進路指導を含む。）		2	
教育相談（カウンセリングを含む。）		2	
教育実習事前・事後指導		1	
中学校教育実習		4	
高等学校教育実習		2	
教職実践演習（中・高）		2	

備考

- 1 宮崎公立大学学則第 5 2 条の外国人留学生に対しては、この表に定めるもののほか、日本語科目及び日本事情に関する科目を置くことができる。
- 2 宮崎公立大学学則第 5 2 条の外国人留学生に対しては、教養課程の項に掲げる選択必修科目についての単位数の全部又は一部を、教授会の審議の報告を受けて学長が別に定めるところにより、他の授業科目についての単位数により替えることができる。

別表第2 教育職員免許状の所要資格を取得するための課程

教科及び教科の指導法に関する科目

教科に関する専門的事項

授 業 科 目 の 種 類		単 位 数		備 考
		必修	選択	
英語学	言葉の習得		2	
	現代英文法		2	
	英語学概論	2		
	社会言語学		2	
	英語史		2	
	英語統語論		2	
	英語音声学		2	
英 語 文 学	英米文学概論	2		
	近現代イギリス小説		2	
英語コ ミュニ ケーシ ョン	CALL A	1		
	CALL B	1		
	CALL C	1		
	CALL D	1		
	英語スピーチⅠ (SpeechⅢ)	2		
	英語スピーチⅡ (SpeechⅣ)	2		
	英語ディベートⅠ (SpeechⅤ)	2		
	英語ディベートⅡ (SpeechⅥ)	2		
	英語スピーチ・コミュニケーション論		2	
異文化 理 解	多文化主義	2		
	アメリカ文化論		2	

各教科の指導法

授 業 科 目 の 種 類		単 位 数		備 考
		必修	選択	
各教科 の指導 法（情 報機器 及び機 材の活 用 含 む。）	第二言語習得理論	2		
	英語科教育法Ⅰ	2		
	英語科教育法Ⅱ	2		
	英語科教育法Ⅲ	2		
	英語科音声指導法Ⅰ (SpeechⅠ)	2		
	英語科音声指導法Ⅱ (SpeechⅡ)	2		
	英語科教育学演習Ⅰ		2	
	英語科教育学演習Ⅱ		2	
	英語指導法概論		2	

教育の基礎的理解に関する科目等

教育の基礎的理解に関する科目

授 業 科 目 の 種 類	単 位 数		備 考
	必修	選択	
教育の原理と課程	2		
教師論	2		
教育社会学	2		
教育心理学	2		
特別支援教育	2		

道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目

授 業 科 目 の 種 類	単 位 数		備 考
	必修	選択	
道徳教育		2	※
特別活動及び総合的な学習の時間の指導法	2		
教育方法	2		
生徒指導（進路指導を含む。）	2		
教育相談（カウンセリングを含む。）	2		

- 1 英語の中学校教諭一種免許状のみを取得しようとする場合又は中学校教諭一種免許状と高等学校教諭一種免許状の両方を取得しようとする場合は、備考欄に※を付した授業科目についての単位を修得しなければならない。

教育実践に関する科目

授 業 科 目 の 種 類	単 位 数		備 考
	必修	選択	
教育実習事前・事後指導	1		
中学校教育実習		4	※
高等学校教育実習		2	
教職実践演習（中・高）	2		

- 1 英語の中学校教諭一種免許状のみを取得しようとする場合又は中学校教諭一種免許状と高等学校教諭一種免許状の両方を取得しようとする場合は、備考欄に※を付した授業科目についての単位を修得しなければならない。
- 2 英語の高等学校教諭一種免許状のみを取得しようとする場合は、中学校教育実習又は高等学校教育実習のいずれかについての単位を修得しなければならない。

大学が独自に設定する科目

授 業 科 目 の 種 類	単 位 数		備 考
	必修	選択	
人権教育	2		
道徳教育		2	高一免許のみ

その他の科目

授 業 科 目 の 種 類	単 位 数		備 考
	必修	選択	
日本国憲法入門	2		
スポーツ・健康科学実習 A	1		
スポーツ・健康科学実習 B	1		
異文化間コミュニケーション	2		
情報応用スキル	2		

注 別表第2に掲げる授業科目の中から必修科目を含めて69単位以上を修得しなければならない。